

平成29年度 社会福祉法人希望の家 事業報告書

(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

I 法人の運営状況

1 理事会の開催

理事会名・開催日	理事	監事	議 題
第229回 平成29年5月30日	7	2	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度事業報告 平成28年度決算報告及び監査報告 平成28年度社会福祉充実残額の算定結果 新役員候補者の選任 役員報酬の総額及び役員等報酬規程 平成29年度第1回補正予算 経理規程の一部改正 外部舗装工事の業者の選定 評議員会の招集事項
第230回 平成29年6月20日	7	2	<ul style="list-style-type: none"> 理事長の業務執行状況に関する報告 理事長の選定 業務執行理事について 理事長の専決事項 定款細則について
第231回 平成30年3月9日	6	2	<ul style="list-style-type: none"> 日中一時支援事業運営規程の施行について 経理規程の一部改正 評議員選任・解任委員の補充 希望の家就業規則の主な改正内容 平成30年度予算の主な事業等 国有地取得までの経過報告 平成29年度県社会福祉施設等施設整備費補助金の報告
第232回 平成30年3月20日	7	2	<ul style="list-style-type: none"> 理事長の業務執行状況に関する報告 平成29年度第2回補正予算 就業規則の改正（正職員及び臨時職員） 給与規程の一部改正 定款の一部変更 平成30年度事業計画案及び予算案 第三者委員の選任 評議員会の招集事項 廃止したGHみどりの跡地の利用計画等

2 監査の実施

実 施 者	監査内容・実施日	指摘及び改善事項
法人内部監査 (希望の家監事)	平成28年度事業及び決算について 平成29年5月25日	なし

3 評議員会の開催

評議員会名・開催日	評議員	監事	議 題
第31回（定時評議員会） 平成29年6月14日	6	2	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度事業報告 平成28年度決算報告及び監査報告 新役員の選任について 役員報酬の総額及び役員等報酬規程 平成28年度社会福祉充実残額の算定結果の報告

評議員会名・開催日	評議員	監事	議 題
第32回 平成30年3月29日	8	2	<ul style="list-style-type: none"> ・定款の一部変更 ・平成30年度事業計画及び予算 ・平成29年度第2回補正予算 ・廃止したGHみどりの跡地の利用計画等

II 各事業の報告

* 1～5までは別紙事業報告書参照

- | | |
|----------------|------------------------------|
| 1 障害者支援施設 希望の家 | 指定更新：平成29年10月1日（～平成35年9月30日） |
| 2 障害者支援施設 若竹の家 | 指定更新：平成29年10月1日（～平成35年9月30日） |
| 3 つつじ作業所 | 指定更新：平成29年10月1日（～平成35年9月30日） |
| 4 グループホーム希望の家 | |
| 5 短期入所事業 | 指定更新：平成29年10月1日（～平成35年9月30日） |
| 6 個別支援計画 | |

利用者個々に支援計画を立て、それに基づいて支援を行った。その支援計画については、利用者・保護者等に説明し同意を頂いた上で実施。

説 明 会	期 日	保護者等参加人数
前期支援計画説明会	5月20～22日	27名
後期支援計画説明会	11月4～6日	26名

III 運営管理の状況

1 各利用率他

サービス区分	平成29年度	平成28年度
	実績	実績
施設入所支援（希望の家）	97.9%	96.3%
生活介護（〃）	92.2%	93.0%
短期入所延べ利用日数（〃）	8日（1名）	2日（1名）
施設入所支援（若竹の家）	105.2%	102.1%
生活介護（〃）	93.0%	96.1%
短期入所延べ利用日数（〃）	402日（3人）	199日（2名）
就労継続B型（つつじ作業所）	52.9%	57.7%
共同生活援助（グループホーム）	86.1%	96.5%

2 地域との関わり

項 目	内 容	回 数
実習受け入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取短大施設実習 ・倉吉養護学校体験実習 	2回（6月, 8月） 7回（6月, 10月, 11月, 2月）
地域との交流	<ul style="list-style-type: none"> ・希望太鼓出演 ・三朝町社協との交流 ・近隣神社の清掃活動 	6回（7月, 9月～11月, 1月） 1回（7月） 3回（10月, 12月, 3月）
ボランティアの受け入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・ふたば会（裁縫） ・個人（歌） ・個人（踊り） ・中部理容組合（散髪） ・倉吉信用金庫（清掃） 	毎月1回程度 3回（7月, 1月, 3月） 2回（4月, 3月） 1回（9月） 1回（12月）
公益的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・公益的取り組みにおける相談員研修 ・公益的活動—引っ越し手伝い ・市社協特別賛助会員 	2回（4月, 9月） 3回（6月, 8月, 12月）

3 防災管理

各種訓練等	実施月・回数等
消防設備点検	3回（5月, 11月, 3月）
総合防災訓練	1回（5月）
避難訓練（施設）	3回（5月, 12月, 3月）
避難訓練（グループホーム）	2回（12月, 3月）
夜間を想定した職員の訓練	1回（9月）
非常連絡網による伝達訓練	3回（7月, 8月, 1月）
救急救命講習	6回（6～8月：30名参加）
自衛消防組織員教育科入校	1回（3月）

4 職員研修

目標	・施設内研修及び外部研修による職員の育成
施設内研修	・重要な研修（虐待防止、感染症対策など）については、全職員に周知するため数回に分けて実施した。 ・講師を招いて健康づくり講習会を2回に分けて実施（7月）。
施設外研修	・法令遵守、専門性向上、各階層別、資格取得、そして各種大会に職員構成、配置、経験等を見ながら参加、派遣。

（その他）各種受賞者

・日本知福協会会長表彰	2名	・鳥取県手をつなぐ育成会長表彰	1名
・鳥取県知福協会会長表彰	2名	・倉吉市社協会会長表彰	1名

IV 経営管理の状況

1 財務状況

別紙決算書のとおり

2 主な施設整備・修繕等の実績

（単位：千円）

名 称	執行額	備 考
希望の家災害復旧事業工事	8,640	災害復旧補助金 4,459
希望の家外部舗装工事	5,691	
若竹の家災害復旧工事	2,153	
屋根葺き替え工事（旧GHみどり）	1,080	
グループホーム用土地購入	8,800	
希望の家居室改装工事	1,970	
希望の家ボイラー取替え	1,761	
希望の家1F洗面所改修工事	1,280	
若竹の家太陽光パネル雪止め・融雪装置設置	1,857	
厨房食器洗浄機	1,944	

V 年間行事の実施状況（別紙参照）

平成29年度年間行事等実施状況

	行事		理事会・研修等		防災訓練		検診・安全衛生		その他	
	日	内容	日	内容	日	内容	日	内容	日	内容
4月	4	辞令交付	18	県知福協代議員会					9	保護者会総会
	10	新年度編成	20	中国施設長会議						
	13	各職員会(17日)	25	県就労協総会						
5月	11	災害復旧事業工事完了検査	20	前期支援計画説明会(～22日)	8	消防設備点検(9日)				
			29	障害分野別研修	22	総合防災訓練				
6月	8	家族交流会	30	公益的取り組み	//	消防立ち入り検査				
	29	県障害者技能競技大会	9	食中毒防止研修	29	救命講習(～8月)	8	害虫駆除(希)	5	鳥短大実習(～17日)
7月	1	県内親善球技大会	14	定時評議員会			12	安全衛生点検	9	県育成会総会
	1	利用者前期慰労会(～9月)	20	理事会			22	歯科検診	19	倉養実習(～23日)
	16	帰省日	5	健康づくり講習会	10	総合健診	10	総合健診	1	きぼう紙発行①
8月	11	帰省日	13	階層別研修	31	非常通報訓練①	//	職員検診	26	後援会総会
	16	帰省日	//	中四国職員研修	10	非常通報訓練②	20	害虫駆除(若)	28	三朝町社協との交流
9月	15	各職員会(21日)	1	てんかん基礎講座						
	23	中国地区球技大会	4	経営協セミナー	25	夜間想定避難訓練			1	めいりん祭り
10月	11	八幡神社清掃	21	苦情解決事業研修					8	みどり町町人権学習会
	14	スポーツ祭り	31	県民総合福祉大会						
11月	4	後期支援計画説明会(～6日)	27	全国職員研究大会						
	7	合同忘年会	17	市施設職員交流研修					24	倉養実習(31日)
12月	15	八幡神社清掃	//	メンタルヘルズ研修					28	明倫生活文化展
	21	公益的取り組み	20	就労協職員研修					6	倉養実習(13日他)
1月	5	帰省日	1	中国支援施設部会	10	内科健診、インフル	10	予防接種(16日)	17	福吉町解放文化祭
	9	とんど	7	対人援助基礎研修	28	消防設備点検(29日)	13	婦人科検診	22	後援会先進地見学
2月	15	各職員会(22日)	9	市社会福祉大会	8	地震避難訓練	11	安全衛生点検	1	きぼう紙発行②
	8	第三者委員との連絡会	22	意思決定支援研修	21	GH避難訓練	20	胃癌・大腸癌検診		
3月			7	とつとりフォーラム	30	非常通報訓練③	//	職員健診	26	市部落解放文化祭
			16	精神障害関係研修					5	倉養実習
			8	虐待防止他公開講座					23	保育実習連絡協議会
			25	権利擁護勉強会	12	消防設備点検(15日)			1	きぼう紙発行③
			9	理事会	19	避難訓練				
			20	理事会	29	GH避難訓練			27	県育成会総会
			29	評議員会						

指定障害者支援施設 希望の家 事業報告

平成30年3月31日

1 所在地 倉吉市みどり町3576番地1

2 設置主体 社会福祉法人 希望の家

3 設立経過

昭和33年10月1日に生活保護法による「更生施設（定員30名）」として事業を開始。その後、昭和35年4月に「(旧)精神薄弱者福祉法」施行と同時に全国で2番目の「援護施設」として認可をうける。平成20年10月には創立五十周年の式典を行なう。

平成23年10月1日に「障害者自立支援法」（現在、障害者総合支援法）による新体系に移行し、障害者支援施設 希望の家となる。

4 運営方針

- (1) 利用者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、保護並びにその更生に必要な指導及び訓練を適切に行なう。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って施設障害福祉サービスを提供するように努める。
- (3) できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家族との結びつきを重視した運営を行ない、市町村、指定障害者支援施設や障害福祉サービス事業を行なう者、その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- (4) 「鳥取県障害者支援施設に関する条例」に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施する。

5 利用者定員他

- (1) 施設入所定員 38名
現員 38名（男性 17名 女性 21名）
- (2) 生活介護定員 40名
現員 37名（男性 16名 女性 21名）
- (3) 平均年齢（施設入所）
58.6歳（男性 52.0歳 女性 64歳）
6月に1名が長期入院のため退所。新規利用者は、12月に1名迎えた。
- (4) 平均障害支援区分 4.79

6 職員組織

35名（所長、次長各1名、サービス管理責任者1名、栄養士1名、看護師、事務員

各3名、調理員6名、生活支援員19名：兼務有)

7 支援の概要

(1) 生活介護(日中の支援)

障害や年齢・適性・希望等を配慮しながら、農業班、加工班、きらく班、清和班の4つのグループの中で創作活動や生産的活動の機会を提供した。

日常生活に必要な訓練並びに情緒の安定と身の自立を図ることに重点を置いた支援等を行なった。また、外出や買物等、地域生活を意識した支援に努めた。

利用者の教養・娯楽については、自治会や施設主催の各種行事や喫茶等の余暇支援を通して行なった。

(2) 施設入所支援(夜間、休日等の支援)

安心・安全な暮らしを送ることが出来るように、支援体制や施設設備等の充実を図った。

(3) 保健給食

ア 保健

利用者の障害の重度化・多様化、高齢化に対応するため、疾病予防、健康の維持・管理に努めた。また、総合健診をはじめ、各種検診等を実施し、疾病の早期発見・予防に努めた。

県内で流行したインフルエンザについては、1月に施設内でも集団発生があり、10名が罹患した。幸い重症化することなく約2週間で落ち着いた。

イ 給食

栄養士の立てる献立により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティーに富んだ食事・ソフト食、とろみ・刻み食、選択メニュー、行事食等を提供した。

(4) 衛生管理

毎日朝夕2回の清掃・消毒、定期的な大掃除等によって施設内外を清潔に保ち、利用者の入浴支援も毎日行なった。

(5) 苦情解決・虐待防止

上記のための委員会を設置し、苦情解決・虐待防止の措置を講じ職員に周知した。また、関連する各種研修等に積極的に参加した。

(6) 施設整備

ベッド生活を必要とする利用者のために、1階居室の改修(個室化)を行う。また、1階男女トイレ入り口に扉を設置し、さらに1階洗面所を一部改修し、車椅子でも使用しやすい温水対応の洗面台に取替え、より安全で快適な生活空間に努めた。

指定障害者支援施設 若竹の家 事業報告

平成30年3月31日

1 所在地 倉吉市みどり町3576番地1

2 設置主体 社会福祉法人 希望の家

3 設立経過

平成9年4月、更生施設「希望の家」から分離・独立し、授産施設「若竹の家」として定員30名で出発。平成17年10月のグループホーム立ち上げに伴い、「通所部」を併設。平成23年10月1日に「障害者自立支援法」（現在、障害者総合支援法）による新体系に移行し、障害者支援施設 若竹の家となる。

4 運営方針

- (1) 利用者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、保護並びにその更生に必要な指導及び訓練を適切に行なう。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って施設障害福祉サービスを提供するように努める。
- (3) できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家族との結びつきを重視した運営を行ない、市町村、指定障害者支援施設や障害福祉サービス事業を行なう者、その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- (4) 「鳥取県障害者支援施設に関する条例」に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施する。

5 利用者定員

(1) 施設入所定員 26名

現員 29名（男性 18名 女性 11名）

※9/11まで 29名（男性 18名 女性 11名）

9/12～3/21 28名（男性 17名 女性 11名）

9月に1名退所。

3月に1名入所。

(2) 生活介護定員 30名

現員 30名（男性 20名 女性 10名）

※9/11まで 30名（男性 20名 女性 10名）

9/12～3/21 29名（男性 19名 女性 10名）

(3) 平均年齢（施設入所）

56.0歳（男性 58.0歳 女性 55.7歳）

(4) 平均障害支援区分 3.65

- 6 職員組織 26名（所長、次長、サービス管理責任者、栄養士各1名、看護師、事務員各3名、調理員6名、生活支援員10名：兼務有）

7 支援の概要

(1) 生活介護（日中の支援）

障害や年齢・適性・希望等を配慮しながら、農業班、受託加工班、スマイル班、オアシス班の4つの活動班の中で生産活動や創作的活動の機会を提供した。また、近隣の神社清掃を年数回実施し地域への奉仕活動も行なった。

(2) 施設入所支援（夜間、休日の支援）

日常生活に必要な訓練並びに情緒の安定と身の自立を図ることに重点を置いた支援を行った。また、社会性の拡大・余暇活動・地域交流等の取組みも実施した。

(3) 保健給食

ア 保健

利用者の障害の重度化・多様化、高齢化に対応するため、疾病予防、健康の維持・管理に努めた。

1月中旬から2月上旬にかけてインフルエンザが流行。2名罹患し、その対応にあたる。感染性胃腸炎については、罹患者はありませんでした。

イ 給食

栄養士の立てる献立により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティーに富んだ食事ーソフト食、とろみ・刻み食、選択メニュー、行事食等を提供した。

(4) 個別支援計画

利用者個々に支援計画を立て、それに基づいて支援を行なっている。その支援計画については、利用者・保護者等に説明し同意を頂いた上で実施。また、定期的及び必要に応じて見直しを行ない、利用者の実態に即した支援に努めた。

(5) 衛生管理

毎日朝夕2回の清掃・消毒、定期的な大掃除等によって施設内外を清潔に保ち、利用者の入浴支援も毎日行なった。

(6) 苦情解決・虐待防止

上記のための委員会を設置し、苦情解決・虐待防止の措置を講じ職員に周知した。また、関連する各種研修等に積極的に参加した。

障害福祉サービス事業所 つつじ作業所 事業報告

平成30年3月31日現在

- 1 所在地 倉吉市みどり町3576番地1
- 2 設置主体 社会福祉法人 希望の家
- 3 設置経過

平成23年10月1日に「障害者自立支援法」(現在、障害者総合支援法)による新体系に移行し、障害福祉サービス事業所 つつじ作業所を設立する。

4 運営方針

- (1) 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、障害者自立支援法施行規則第22条第1項に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、通所により生産活動その他の活動の機会を提供する事を通じて知識及び能力のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。また一般就労に必要な知識・能力が高まった者は一般就労への移行に向けて支援をする。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って就労継続支援(B型)を提供するように努める。
- (3) 出来る限り居宅に近い環境の中で、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、指定障害者支援施設や障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- (4) 「鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例」に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施する。

5 利用者定員他

- (1) 定員 20名
現員 12名(男性 10名 女性 2名)
- (2) 平均年齢 59歳
- (3) 平均障害支援区分 2.9

- 6 職員組織 7名(所長、次長、サービス管理責任者、事務員、職業指導員、生活支援員各1名、目標工賃達成指導員1名)

7 施設の概要

- (1) 就労支援
受託加工班、木工班の2つの作業班を中心として、その他に県の農福連携事業

の請負作業、障がい者優先調達推進法による市からの仕事の受注、児童施設の除草作業、法人内調理業務、厚生病院と宝製菓の清掃作業を取り入れ就労の機会を提供しました。今年度の収入は約338万円で達成率は年度当初予算360万円に対して、約93%でした。また月額平均工賃は23,100円でした。

(2) 保健給食

ア 保健

毎朝、担当職員が健康チェックを実施し、必要に応じて医務と連携。日中活動の中でも健康面・安全面を重視した。

イ 給食

栄養士の立てる献立により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティーに富んだ食事（選択メニュー、行事食等）を提供した。

(3) 衛生管理

毎日朝夕2回の清掃・消毒、定期的な大掃除等によって作業場、施設内外を清潔に務めた。

(4) 苦情解決・虐待防止

上記のための委員会を設置し、苦情解決・虐待防止の措置を講じ職員に周知した。また、関連する各種研修等に積極的に参加した。

共同生活援助事業所 グループホーム希望の家 事業報告

平成30年3月31日現在

1 設置主体 社会福祉法人 希望の家

2 各グループホームの名称及び所在地

(1) グループホーム たきがわ

住所 倉吉市関金町関金宿 1448-8

開設日 平成21年4月7日

(2) グループホーム せきがね

住所 倉吉市関金町関金宿 1448-8

開設日 平成21年4月7日

3 設立経過

平成17年10月に地域生活援助事業所グループホームみどり（男性4名）として開設。平成18年10月にグループホームいわき（女性2名）も開設（平成21年3月まで）し、共同生活援助事業所グループホーム希望の家として事業運営。平成21年4月たきがわ、せきがね両ホームの新規開設に伴い、一体型共同生活援助事業所 グループホーム希望の家とする。平成26年4月法改正に伴い、グループホーム希望の家に名称変更する。

グループホームみどりは、平成28年10月21日の鳥取県中部地震により被災した為、事業を廃止。

4 運営方針

- (1) 利用者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、利用者の心身その他の状況及びその置かれている環境に応じて、共同生活住居において食事の提供、相談その他日常生活上の援助を適切に行なう。
- (2) 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

5 利用定員他

(1) グループホーム たきがわ 6名（男性） 現員5名
4月1日に1名、退所。

(2) グループホーム せきがね 6名（男性） 現員5名 （合計10名）
12月12日に1名、退所。

- (3) 平均年齢 63.2歳
(4) 平均支援区分 2.7

6 職員配置及び支援体制

- (1) 職員数 13名(所長、次長、サービス管理責任者2名、看護師2名、生活支援員1名、生活支援員兼世話人4名、夜間世話人2名：兼務有)
- (2) 支援体制 世話人4名で、2ホームをローテーションして勤務し、たきがわ・せきがねには、夜間世話人を配置。また、週1回看護師が訪問。

7 支援の概要

- (1) 利用者が、安心して楽しく生活できる支援、環境を整える。
ア 世話人と連携を図りながら、個別のケースに対応する。
イ 世話人との連絡会を定期的に行き、利用者の理解を深め支援の質の向上を図る。
ウ 世話人研修(県主催)への参加。
エ 必要に応じて休日支援を実施。
オ 避難訓練、消防点検等、防災に関する取り組みを実施。
- (2) 地域住民、自治会等への理解と協力を求め、連携して支援できる体制を構築する。(地域の行事、清掃活動等への参加)
- (3) 利用者の健康、精神面の状態を把握し、其々の事業所と連携を図りながら対応する。

	12月12日まで	12月13日から
ア 希望の家(生活介護)利用	1名	なし
イ 若竹の家(生活介護)利用	2名	2名
ウ つつじ作業所(就労系)利用	8名	8名

1月下旬から2月上旬に7名インフルエンザに罹患し、その対応にあたる。

指定短期入所事業所 希望の家 事業報告

// // 若竹の家 事業報告

平成30年3月31日現在

1 所在地 倉吉市みどり町3576番地1

2 設置主体 社会福祉法人 希望の家

3 運営方針

- (1) 利用者の身体その他の状況及びそのおかれている環境に応じて、必要な介護及び保護を適切に行なう。
- (2) 利用者の必要なときに必要な短期入所の提供ができるように努める。
- (3) 地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害者福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- (4) 「鳥取県障害者支援施設に関する条例」に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施する。

4 入所定員

- (1) 希望の家 空床型
- (2) 若竹の家 併設型（2名）及び空床型

5 利用状況

今年度の利用は、希望の家は1名（男性）で、延べ利用日数8日。若竹の家は3名（男性2名、女性1名）で、延べ利用日数は402日でした。